

マルクス信用論における「金融の空洞化」(中)

小松善雄

1. はじめに
 - いわゆる「金融革命」と現代資本主義の新局面
2. マルクスの「信用制度空洞化」論
 - (1) 「信用制度空洞化」の基本規定
 - (2) 「信用制度空洞化」の具体的内容
 - (a) ルイ・フィリップ王政下の信用制度の空洞化 (第42巻第2号)
 - (b) ルイ・ボナパルト帝政下の信用制度の空洞化 (本号)
3. マルクス信用論における信用制度空洞化論の意義
4. むすび
 - 現代資本主義のもとでの信用制度空洞化の特殊性

(b) ルイ・ボナパルト帝政下の信用制度の空洞化

ナポレオン体制は、1848年12月10日のルイ・ナポレオンの大統領選出を起点に、51年12月2日のクーデタによって成立し、52年12月2日、帝政が正式に開始される。

第二帝政は、二月革命による議会権力の完成に引き続いて、執行権力を完成するという課題を遂行することになるが、そこにおいてボナパルティズム＝「ブルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失っており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期における、ただ一つ可能な政府形態」(『フランスにおける内乱』、第17巻、314ページ)が、古典的形態において樹立される。

では、第二帝政＝ボナパルティズムのもとで経済的には何が達成されたか。マルクスは総体として「ブルジョア社会は、政治の苦勞から解放されて、自分でも予期しなかったほどの発展をとげた」(同上)時期と特徴づけているが、その第一の成果は「商工業が巨大な規模に膨張した」(同上)ということ、したがって、この時期は、フランス資本主義史上全体として高成長期であったが、なかでも1852年—57年の期間はとくに急速な発展期で、統一的国内市場、国内・国際金融市場が形成され、57—58年恐慌ののち、フランス産業革命が完成される。

しかし、第二に、この同一時期は「金融上の詐欺が、超国籍的(コスモポリタン)な無礼講を祝った」(同上)時期であるともされている。

第三に、この時期はまた「大衆の貧困は、豪華な、けばけばしい、下劣な奢侈の恥知らずの誇示と対照して、いよいよ目だってみえた」(同上)時期でもあり、資本の強蓄積、有機的構成の高度化の進行のもとで剰余価値率は上昇し、「資本家利得の巨大な増加の前には、実質資金の増加はほとんど取るに足りない」(G. Dupeux, *La société française, 1789—1960*, p.151, 中木康夫「第二帝政＝ボナパルティズムとフランス資本主義」, 川島武宜・松田智雄『国民経済の諸類型』, 岩波書店, 412ページ)といわれる。

そして、これら三つの経済的成果、わけても第二の「金融上の詐欺」を物質的土台として、ボナパルティズム＝国家権力は「外見上は社会のうえに高くそびえていたが、同時に、それ自体、この社会の最大の汚辱であり、まさに社会のあらゆる腐敗の温床」（前掲『内乱』、314ページ）をなしたのである。

第二帝政期は、国家的中央集権とぼう大な官僚・軍事機構を支柱に、国家権力の経済への直接的または間接的な干渉・介入がひとつの有機的なシステムとして構築されたところから、典型的な「ディリジスム」(drigisme)の時期と呼ばれ、「いまでは管理経済と呼ばれるものの奇妙な予示」「維持されることが望まれている自由主義と、確立されることが要求されている組織化への配慮との総合」(ジャン・ロム、木崎喜代治訳『権力の座について大ブルジョアジー』、岩波書店、237ページ)と特色づけられている。

そして、ボナパルト体制における国家の経済への介入、早熟的管理経済、国家独占資本主義の源流といわれるものは、また、「信用制度の空洞化」、「信用の逆ピラミッド化」を大規模化に再現することとなったのである¹⁾。

《信用制度空洞化の基盤》

「信用制度の空洞化」再現の素地は、すでに、ナポレオン体制の事実上の出発点を画した49年11月、秩序党(王朝正統派＝オルレアン派連合のオディロン・パロー内閣に代えて、自己の番頭内閣＝オブール内閣を作り出した時点にさかのぼることができる。そして、オブール内閣の蔵相にフルドが任命されることによって、ボナパルトとフルドの指揮＝同盟が始まる。

マルクスは『フランスにおける階級闘争』において、オブール番頭内閣の出現は、第一に、ボナパルト＝執行権力の秩序党＝立法権力に対する優位の強化だけでなく、第二に経済的意味において、蔵相としてフルドが登場したことによって、ボナパルトのもとでこそ、政治権力と大ブルジョアジー、金融貴族との同盟がもっとも赤裸々な、露骨な形態をとることになったとみなしている。

「連合内閣の倒壊と、番頭内閣の出現には、第二の意味がある。この内閣の大蔵大臣はフルド[・]と[・]いった。フルドの大蔵大臣、これこそフランスの国富を公けに取引所の犠牲にするものであり、国家の資産を取引所が取引所の利益になるように管理することである。フルドの任命をもって、金融貴族は彼らの復古を『モニター』紙上で通告したのである。この復古は立憲共和制という鎖のそれぞれの環をなす、他の種々の復古を、必然的に補完したものであった。[……] われわれの叙述全体は、共和制がその成立の最初の日から、金融貴族を倒さないで、

1) 第二帝国、マルクスがビザンティン帝国とのアナロジーから好んでいう「末期帝国」は、また「取引所投機の帝国」(『小ボナパルトのフランス』、第11巻、604ページ)とも呼ばれている。

2) マルクスは『フランスにおける階級闘争』において「共和制はその最初の日から、金融貴族を倒さないで、かえってこれを強固化」したとみているが、エンゲルスは、前掲「昨年12月にフランスのブルジョアが比較的の不活発だった真の原因」において「2月革命は、大銀行家と証券業者の権力を

かえてこれを強固化したことを示した²⁾。しかし、金融貴族にたいしてなされた譲歩は、まねきたくなかった運命に屈服したものであった。フルド〔の就任〕とともに、政府の主導権は金融貴族の手にもどった」(第7巻, 74ページ)。

では、なぜ、金融貴族が再復活、再支配することができたかといえば、その根本的な基礎は、国債の重荷であったのであって、マルクスの言い方を借りれば、「フランスでは、国民生産額が国家の負債額を比較にならぬほどに下回り、国家の支払う年金が投機のもっとも重要な対象となり、そして取引所が、非生産的方法で自己を増殖しようと望む資本の投下の主要な市場となっているが、そのような国では、すべてのブルジョア階級または半ブルジョア階級の無数の人々が、国債や相場や金融に関係せざるをえないのである。すべてのこうした下っぱの関係者は、そのような利害を最大の規模で、全体として代表している分派を、彼らの本来の支柱であり指揮者であると思わないだろうか？」(同, 75ページ)というところにある。

そこで、フルドの金融・財政政策であるが、それは、旧税制を擁護し、酒税など間接税に依拠し、前蔵相パッシが国家的破産を回避するために提起した、新税=所得税案が、主として大ブルジョアジーへの賦課につながることから撤回し、ルイ・フィリップ王政時代と同じく、依然たる国庫の赤字の継続と「公債に抱かれた財政」の推進というものであったのである。

「1849年11月14日にフルドは国民議会の壇上にのぼり、彼の財政制度を説明した。すなわち、旧税制の擁護、酒税の存置、パッシの所得税案の撤回である。〔……〕フルドは、立法議会にたいして国庫の赤字を推奨した。フルドは節約を約束したけれども、その節約というのは、その秘密が後日暴露したところによれば、たとえば、支出は6,000万フランほど減少したが、短期債務が2億フランほども増加したというようなものであった——それは数字の分類や決算書のつくり方の手品であって、結局は、みな新しい公債の発行に帰するものであった」(同, 77ページ)。

したがって、ボナパルト=フルドの指揮=同盟のもとで、ふたたび金融貴族による「信用制度の空洞化」もまた再開されることになる。

「フルドのもとでは、金融貴族は、そのほかの嫉妬ぶかいブルジョア分派と肩をならべていたので、もちろん、ルイ・フィリップの治下におけるほどに恥知らずな腐敗ぶりは示さなかった。しかし結局その制度は同じで、負債をたえずふやし、赤字をごまかすだけのことであった。そして時とともに昔ながらの取引所詐欺がだんだんろこつに現われてきた。その証拠は、アヴィニョン鉄道にかんする法律や、国債相場の不思議な変動であって、これは一時パリ全市の話題になったものだ。最後に〔1850年〕3月10日の選挙に賭けたフルドとボナパルトの失敗した投機がその証拠である」(同上)。

すでにみたように「信用制度の空洞化」における基本的な手段=手口の一つは「取引所詐

永久にくつがえした」(had for ever upset) (第8巻, 222ページ)とのべており、金融貴族の勢力の隆替について、両者の評価にはちがいがあろうである。

欺」とくに「銀行家と議会および王座にいる一味による国債証券相場の異常な、突然の変動」という人為的操作であるが、クーデター以前にも「アヴィニョン鉄道にかんする法律」、「国債相場の不思議な変動」、「[50年] 3月10日の選挙時の投機」などがあげられている。「1850年3月10日の選挙に賭けたフルドとボナパルトの失敗した投機」については『新ライン新聞』第4号の論説「ルイ・ナポレオンとフルド」において、その手口が解き明かされている。

「本誌の読者は、前号においてわれわれが、いかにフランスの金融貴族がふたたび支配の座についたかを指摘したことをご記憶であろう。われわれはそのさい、儲かる取引所操作(クー)を遂行するための、ルイ・ナポレオンとフルドの同盟を指摘した。立法議会にたいするルイ・ナポレオンのたえまない金の請求が、フルドの入閣以来突然やんだことは、すでに人目をひいた。ところが最近の選挙いらい大統領ボナパルトの所得源にまばゆいばかりの明光を投じる諸事実が人のうわさにのぼっている。ただ一例」(同、303ページ)。

ここで「最近の選挙いらい大統領ボナパルトの所得源にまばゆいばかりの明光を投じる諸事実」のうちの「ただ一例」というのは、ひとたびは48年12月、ボナパルトを大統領に選び、秩序党の立法議会選出をゆるしたパリの中小ブルジョアジーが、プロレタリアートと同盟して6月事件の仕返しをおこない、農民もまた政治的に急進化し、50年3月10日の立法議会補欠選挙で改選議席30のうち、山岳党＝民主・社会主義派が20を獲得したのに対し、秩序党・共和派は10と惨敗、大ブルジョアジー、金融貴族に「赤い共和国」、「新農民戦争」(ジャックリー)の恐怖をよびおこし、51年12月のクーデター＝「強力な政府」を大ブルジョアジー、金融貴族の多数が是認していく転機となったという事件である。

いま、その大要をのべると、3月10日の立法議会補欠選挙の前後の3月7日～15日にわたって「フルド氏がこの陰謀の先頭に立ち、第一流の秩序の友らがそれに参加し、ボナパルト氏の側近と彼自身も、巨額の金をもってこれに関与」(同、304ページ)した情報戦ともいべき組織的投機で、まず3月7日、政府の官報『パトリ』の相場日報に、予選での秩序党の勝利予想を流して三分利付公債、五分利付公債の「上げ」、8日、軍隊がボナパルトの大臣ラ・イトに反対して6月蜂起者に投票するという民主・社会主義派に有利な投票結果が判明して「下げ」、共和派の新聞までも強制しての虚報で、9日、巨額の買いでやや「上げ」たが、11日には「下落」、12日、三人の社会主義的候補の当選がほぼ確実になるや「いちじるしい下落」、政府は、電信急報の名目で、反対の選挙結果＝「厚顔無恥なうそ」を発表、同時に出版法と選挙集会法案の緊急動議提出の誤報を発表し、「上げ」操作に成功、「投機者たちは300万から400万の儲けをあげた。『財産の友ら』が、秩序と社会の利益のために、彼らの物神をできるかぎり大量に手に入れようとするとしても、彼らがそうするのをわるくともすることは、たしかにできない」(同、305ページ)。

その後、新たな買い出動により「推定利潤までが、はやくも取引所のこの取引におりこまれたほど」(同上)の強気相場が現出、15日、当選代議士の公示、「壊滅的打撃」＝「突然のとめど

ない下落」はもはやくいとめえない。

ここでは、はやくも「国債証券相場の異常な、突然の変動」操作のために、なりふり構わずジャーナリズム、御用新聞を全国的に利用し、インサイダー情報にもとづく欺瞞報道が駆使されるまでになっていたのである。

かくして新たな社会革命の恐怖に直面しつつ普通選挙権を否認し、「凝集力」を喪失した議会共和制に対し、ボナパルトは、12月のクーデターにおいて相抗争する敵対諸階級の上からの超越的調停者として立ち現われる。

クーデターの後、1852年以降、フランス経済は国際的にはカリフォルニア、オーストラリアにおける金鉱発見、国内的には繊維工業の景気回復をバネとして好況期をむかえる。

いま、クーデターから53年までにとられた主要な財政・金融政策のうち金融政策からみておくと、第一には、信用制度の近代化、すなわち、フランス銀行は、その割引率を手始めに7月王政期の4～5%から3%へ引き下げるといふ低金利政策を取り、フランス銀行の地方支店網のいっそうの拡充をおこなうが、第二に、それとともに、コントワール・ナショナル・ディスコンテ＝国民割引金庫が主要都市に設立・普及し、銀行券流通が全面化し、短期信用・商業信用において全国的準化がすすむ、第三に、これと並んで長期信用・設備信用においては、クレディ・フォンシュ、クレディ・モビリエなど、半官的性格の株式銀行の創設がなされる。

財政政策においては、52年3月にはじめて永久年金債の低利借換えが実現し、54年3月には、公債の「民主化」＝公債公募制が確立され、これを期にオート・バンクの公債発行＝引受業務の独占がほりくずされはじめ、大衆資金の動員が可能となったことが見落とされてはならないであろう。

さらに、産業政策についてもみておくと、鉄道政策においては、金融面からはフランス銀行による鉄道証券担保貸付がみとめられ、さらに、いわゆる1852年制度といわれるいちれんの諸措置（営業期間の99年間への延長、支払い利子保証の大規模な適用、収益路線による欠損路線の埋め合わせ原則の採用）がとられ、これにより、大鉄道会社による合併が促進され、59年までに6大鉄道会社の主導により主要鉄道網が完成される。

これらの諸措置に支えられて52—53年には再び鉄道建設ブームが再開されることになるが、今度のブームでは、鉄道株は営業期間の延長、とくに、鉄道担保貸付がなされるなかで主として長期社債による資金調達によって上昇したのである。

なお、都市開発政策でも52年3月にまずフランス銀行のパリ市債担保貸付が打ち出され、53年には、セーヌ県知事オスマンのパリを中心とする大規模な都市改造事業が本格化することになる。

だが、これらの経済政策は、ボナパルティズムの歴史的特質が強く刻印されたものであったのであり、この点をマルクスは、『ブリューメール18日』で、以下のようにまとめている。

「工業と商業、つまり中間階級の事業は、強力な政府のもとでむろ咲きの花を咲かせなけれ

ばならない。そこで、無数の鉄道敷設権が下付される。しかし、ボナパルト派のルンペン・プロレタリアートは金持にならなければならない。そこで、まえもって機密を知らされたものが、取引所で鉄道敷設権をたねにいんちき [tripotage] をやる。しかし、鉄道のための資本はいっこうに集まらない。そこで、鉄道株に前貸しをする義務を銀行に負わせる。しかし、銀行は同時に個人的にも利用する必要があるので、銀行の機嫌をとっておかなければならない。そこで、銀行は毎週業務報告を公表する義務を免除される。銀行と政府のあいだに獅子の契約が結ばれる。人民には仕事を与えなければならない。そこで、国営の土木事業が企画される。しかし、国営の土木事業は人民の租税負担を増大させる。そこで、金利生活者への攻撃によって、つまり5分利公債を4分半利公債に借りかえることによって、税金を下げる。しかし、中間階級にはもう一度甘い口なおし [douceur] をやらなければならない。そこで、ブドウ酒を小売りで買う人民にたいしては酒税を倍に引き上げ、それを卸で呑む中間階級にたいしては半分に引き下げる」(第8巻, 202ページ)。

かくしてボナパルトの金融・財政政策による「工業と商業」=「中間階級の事業」の「むろ咲き」の基盤がととのえられ、53年以降開花をみることになる。

《信用制度空洞化施設としてのクレディ・モビリエ》

さて、1853年から56年の期間は、ボナパルト帝政の第一期=いわゆる権威帝政期における高度成長期であったが、それ以上に思惑・投機期であったのであって、「パリ取引所における投機熱は1853—56年の間にその最高潮に達した。この期間において240—250の私設仲買商が設立せられ、その使用人員は2,500—3,000の多数に上り、自己資本のみにても1億2,500万フランに達し、この異常なる投機熱はついに1856年3月政府をして新株の上場禁止の声明をなさしめたほどである。これらの期間においては1カ年半毎に取引所恐慌が生じ、ついに1857年の一般的商業恐慌はフランスにも波及して経済生活を破壊した」(中西寅雄「クレディ・モビリエの設立と歴史」, 東京帝国大学『経済学論集』第6巻第1の5, 239ページ。若干, 用字は変更)といわれている。

そして、この思惑・投機は「1852年から1867年までの株式会社(保険業を除く)の認可件数71件のうち、52年から55年の4年間に実にその半数近い84件が認可されている」(中川洋一郎「クレディ・モビリエの展開」, 岡田与好編『19世紀の諸改革』木鐸社, 163ページ)ことであらわれているように、同時に、株式会社の創立ブームを呼び起こし、両者が相互に強めあい重なりあって一時期を作りだしたのである。

では、53年段階において、53年10月12日付のマルクスからエンゲルスへの手紙においていう「ルンペンプロレタリア皇帝と高利貸フルドとの指揮のもとでただの巨大な投機施設と化した全信用制度の空洞化」に結びつくものとしてあげられるべき、もっとも主要な事業は何である

3) マルクスは、53年10月12日付のエンゲルス宛の手紙で「目前の恐慌がボナパルト体制の取り片付けに及ぼす影響」-「全信用制度の空虚性=空洞性」についての原稿を依頼したさい、末尾に「『エコノ

うか³⁾。これについてはロスチャイルド家など旧オート・バンクもさることながら、まずもって、52年11月18日の勅令によってクレディ・モビリエ (Société Générale de Crédit Mobilier = 動産信用総合会社) が6,000万フランの資本金をもって設立され、53年には、鉄道ブームの再燃のなかですでに積極的な事業活動を展開していったことが想起されよう。

クレディ・モビリエは、信用の社会化をテコとする「普遍的アソシアシオン」にもとづく資本主義の組織化を意図する実践的サン・シモン主義の使徒で、それに藉口して新しい金融貴族になり上がったペレール兄弟 (エミール・ペレール, イサーク・ペレール) の主唱をうけて、ブノワ・フルドがその原案=「公共事業銀行」案の推進者となったものの、その設立にあたってはベルギーのソシエテ・ジェネラル型の株式投資銀行をめざす内相ベルシニと、ペレール兄弟のオムニオム債=金兌換をおこなわない無制限の債券発行構想に反対するアシル・フルドとが対立、結局、ボナパルトの了解のもとで内相ベルシニが参事院の反対を押しきり、フランス銀行の諮問意見も無視、通常の認可プロセスを経ることなく認可がとりつけられたという、いきさつのものでつくられ、創立にさいしては、B・フルドが初代会頭となり、額面500フランに分けて発行された最初の4万株のうち、各1,000株はペレール兄弟とB・フルドが保有し支配権を掌握することになる。そこで、一見、このクレディ・モビリエ設立劇のいきさつをみる限りでは、ボナパルトの提携・同盟者フルドは、クレディ・モビリエにかかわる信用制度の空洞化から免責されてよいかに見える。とはいえ、マルクスは論説「フルド氏」(『ディー・プレッセ』1861年11月19日付) でいっているように、A・フルドは「ペレールとならんで、帝政の財政の発明者」、「いまの赤字の10の9の直接の元凶」であって、ベルシニ、フルド等々の差異は「イギリス人たちが、„distinction without difference“ (差異のない区別) と呼んでいるもの」にすぎず、「みな同じもの—クーデターを代表」して「彼らは、国民の内部のさまざまな利益や政党を代表しているのではない。彼らは、皇帝のさまざまな面相を代表しているに

ミスト』には——先週 (土曜、したがって本来は今週のもの) そのパリ通信の中にいろいろな材料が出ている」(第28巻, 247—248ページ) と、執筆材料について示唆を与えている。これは、“THE ECONOMIST” の53年10月8日号の「外国通信」(foreign correspondence) 欄(通巻 p. 1131) のことを指すとみられるが、そこでは、最近のヨーロッパにおける作物—小麦・ジャガイモの不作、クリミア戦争の前哨戦の模様とならんで、10月6日にフランス銀行が行なった割引利率の3%から4%への引上げ措置にまつわるエピソードがのせられている。話はフランス銀行の頭取とその理事会は、割引利率を引き上げたい意向をもっていたが、ルイ・ナポレオンと蔵相アシル・フルドはこれに反対、ナポレオンは、かれとフルドの不合理なフランス銀行への介入に時折り抵抗する頭取を二度にわたってやめさせるようとする。

それでも、6日、フランス銀行が割引利率を3%から4%に引き上げる決定をおこなったところ、証券相場はいったん下落したが、まもなく回復し、終わり値では、5日のそれを上回るという事態になったというものである。

ここには、国債相場維持をめぐるボナパルト、フルドとフランス銀行理事会の対立とともに、フランス銀行の割引利率を利用して証券市場の上げ相場・下げ相場の双方のディーリングから往復稼ぎをおこなおうとしたボナパルトらのかけひきが暗示されているようである。

すぎない。彼らは、同じ顔を隠しているさまざまな仮面にすぎない」(第15巻, 357~358ページ)とみなしている。

「信用制度の空洞化」を促進した諸施設=「取引所, 銀行, 鉄道, 不動産抵当銀行やその他多くの思惑・投機施設」のもっとも尤なるものは, 53年において, 実際にも鉄道建設ブームを主導したクレディ・モビリエであって, マルクスの57年7月27日付『トリビューン』論説「ヨーロッパの情勢——フランスの金融事情」における「この機関の有機的な空虚性=空洞性」という規定づけは, 52~58年の時期のクレディ・モビリエの事業活動の特質を総括したものともみなされるのである。

なお, 上記「思惑・投機施設」の一つとしてあげられている「不動産抵当銀行」の代表的なものはクレディ・モビリエと同じく1852年に Banque Foncière de Paris 他二行の合併によって生まれ, 53年に改称をみた「クレディ・フォンシエ」(Crédit Foncier de France)であろう。

では, クレディ・モビリエは, いかなる機関であり, ルイ・ボナパルト帝政下の信用制度の

4) ボナパルト帝政下の信用制度の空洞化にあつてクレディ・モビリエが典型的な機関であり主導的な役割を果たしたといえるにしても, 他の諸機関・諸施設の役割を低くみるということではない。まず, この時期にあつてもロートシルトはじめ旧オート・バンクも依然, 重要な役割をになっている。だが, この期において注目すべき動向は, クレディ・モビリエのほか, フランス銀行, コントアール・ナショナル・デスコント・ド・パリ(国民割引金庫)などの半国家的機関の新たな役割のうちにみられる。

マルクスは, 1857年12月30日付のエンゲルスあての手紙——これは「いま僕たちの第一の課題は, フランスの状態をはっきりつかむことなので, 僕はもう一度, フランスの商工業および恐慌にかんする僕の抜き書き全部に目をおし, いくつかの結論を得たから, それを簡単に知らせたい」(第29巻, 189ページ)とのべて, それまでのフランス経済研究の集約をおこなっている——において, ボナパルト帝政期における, それらの諸機関・諸施設の特徴づけを与えている。

まず, 「ブストラバ」=ボナパルトの1852年勅令による信用制度空洞化にのつてのフランス銀行の新しい役割——「商工業で資本が浮いてくることによって, 同時に取引所では高騰気配はいっそう強くなる。ブストラバのもとでは, ルイ・フィリップ時代よりももっとこの傾向が強いが, これは, ブストラバが1852年勅令によって, フランス銀行に次のようなことをやらせているからだ, すなわち, 鉄道証券や公債やクレディ・フォンシエ証券を担保に貸付を行うこと, コントアール・ナショナル・デスコントが割引いた融通手形を再割引すること, 同じくこの会社が貸付の担保に取つた証券を担保に同社に再貸付を行うこと, である。そこでたとえば, フランスの鉄道株や鉄道債の相場がこんなに高くなる。しかもそれが, フランスの鉄道の収入はイギリスの恐慌の発生以来, イギリスの鉄道の収入よりひどく下がっているのにもかかわらずだ」。(同上, 190-191ページ)。

また, コントアール・ナショナル・デスコント・ド・パリについて——「この機関は, 裏書き人がふたりしかなくて, その他の点でも質のよくない手形でも割引できるようにと, 臨時政府が設立したものだが, 1851年, クーデタの2, 3日後すぐにブストラバが, フランス国債や, 産業または信用業の株式会社の株券, 債券を担保に貸付を行う権限を与えたのだ[……]。そのほか, 同会社は, 1851年に, 鉄道株券や債券を担保とする貸付だけを業務とする『鉄道支部』を設置する権限を得た」(同上, 192-193ページ)。

空洞化をいかにして招来させたのであろうか⁴⁾。

マルクスは知られているように、1856年、『トリビューン』に「クレディ・モビリエは現代の最も奇態な経済現象のひとつになっており、徹底的な検討を求めている。このような検討をしなければ、フランス帝政の運命を測定することもできないし、また全ヨーロッパに現われている全面的な社会変動の諸徴候を理解することも不可能である」(「フランスのクレディ・モビリエ」[第一論説]、第12巻、22ページ)という問題意識のもとに、「フランスのクレディ・モビリエ」と題して第一論説(6月21日付)、第二論説(6月24日付)、第三論説(7月11日付)において「クレディ・モビリエの原理と経済的諸条件」を検討し、「その構成そのものによって予知される崩壊の不可避性」(同上、27ページ)を解明し、57年に「クレディ・モビリエ」(一)(5月30日付)、同(二)(6月1日付)、および「[フランスのクレディ・モビリエ]」(9月26日付)において詐欺行為と結びついたその投機の実態——クレディ・モビリエという機関の空虚性＝空洞性の実態を暴露するとともに、1856年の金融恐慌の勃発、進行のもとで崩壊のあゆみを進めていることを跡づけている。

マルクスのクレディ・モビリエ論は、これまでも注目はされてきたものの、なお包括的検討がなされてきているとはいえない。

そこで、以下では、主として、この六つのクレディ・モビリエ論説を手掛かりに、それによって演出された信用制度の空洞化という事態をさぐってみよう⁵⁾。

《クレディ・モビリエの二重の目的・機能とその独自性》

クレディ・モビリエは、1807年の商法典にもとづき、設立、その後の経営についても政府の検査・監督権のもとにあり、ソシエテ・アノニム(匿名会社)であって、かつ「政府の自由裁量で付与される特権に依存する」(第12巻、23ページ)ところの事業独占を認可された特権会

にもかかわらず、ボナパルト帝政下の信用制度の空洞化という事態の考察は、マルクスがボナパルト帝政期を経済的に特徴づけるさい、「1852年1月、クーデターによって『クレディ・モビリエ』(Crédit mobiliér, 動産信用銀行)『クレディ・フォンシエ』(Crédit foncier, 不動産信用銀行)その他の移動信用諸銀行(Crédits ambulants)の時代がはじまった」(「フランスの事態」、『トリビューン』1860年2月7日付、第15巻、3ページ)とし、「ペール・アンファンタンからイザーク・ペレールとミシェル・ミュヴァリエにいたるまでのサン・シモン主義者たち」が「第二帝政の経済的支柱」(「フランスとイギリスのあいだの新条約」、同上、2月14日付、13ページ)に変質していったと述べていることからして、クレディ・モビリエを中心におくのが妥当とみなしうる。

5) クレディ・モビリエの性格については、旧来から、それを証券取引投機銀行とみる見方と、大陸型投資銀行、さらには「工業化の促進者」とみる見方が存在している。

これに対し、近來、次田健作氏(「クレディ・モビリエ研究の一角(上)」『大阪大学経済学』、第24巻第4号)、中川洋一郎氏(「クレディ・モビリエの成立」『思想』、1978年3月号など)らによって、新たに「普遍的アソシアシオン」の創出による社会の組織化という実践的サンシモン主義者の理念的側面を重視し、結果的に「工業化の促進者」となったという見方も出されてきている。だが、これらの研究においてもクレディ・モビリエの「生産力促進」的側面と「投機・詐欺」的側面の二重性の内的関連の把握は不十分であるように思える。

社であり、その基本的な組織性格は、「第二帝政がフランスの信用制度の発展に一時期を画することができた「ただひとつの新しい点」＝「半官的な信用機関の最大限の活用、極度の利用」（『フランスの事態』、第15巻、5ページ）におけるもっとも代表的な国家的な信用銀行、国家資本主義装置である⁶⁾。

さて、マルクスは最初の連続論説「フランスのクレディ・モビリエ」において、定款、株式

6) フランスにおける投機とイギリスなどの諸国の投機の差異について。マルクスは、連続論説「フランスのクレディ・モビリエ」にひきつづき、1856年10月9日付の『トリビューン』論説「ヨーロッパの経済恐慌」において「ヨーロッパの現在の投機時期の特色は、その熱狂が普遍性をもっていることである」（第12巻、48ページ）と、56—57年恐慌の直前を全般的に特徴づけたおり、フランスに代表される大陸の投機とイギリスの投機との差異という問題をとり上げ、これまで（＝1817年、1825年、1836年、1847—1848年の大商業恐慌の時期）のイギリスの投機は「どの商工業部門も影響をうけたとはいえず、それぞれの時期にそれに特有の色調と性格とをあたえていたのは、ただ一つの支配的な投機熱」であり「どの部門も投機心におかされていなければならない、どの投機者もなお自分の商売領域のなかにとどまっていた」のに対し、フランスの投機——「現在の投機熱の代表者であるクレディ・モビリエの指導原理は、ある一定の領域における投機ではなくて、投機それ自体であり、詐欺を集中化すると同じ程度に詐欺を普遍化すること（to universalize swindling, die allgemeine Ausbreitung des Schwindels）」（同上、48—49ページ）であるという基本的差異を指摘している。

そして、フランスにおける投機・詐欺の普遍化ということについては、同56年11月22日付の『トリビューン』論説「フランスの経済恐慌」においても、「ナポレオンの信用民主化と言われたものは、実際には証券投機の普遍化（the generalization of stockjobbing, die Verallgemeinerung der Börsenspekulation）以外のものではなかった」（同上、75—76ページ）と追認している。そして両者の差異の起源について、前記「ヨーロッパの経済恐慌」は「現在のフランスの投機者たちと上記の諸時期のイギリスの投機者たちとの関係は、18世紀のフランスの理神論者と17世紀のイギリスの理神論者との関係と同じである。一方は素材を提供し、他方は、理神論を18世紀の文明世界全体にひろめることを可能にした一般化の形式をつくりだした」（同上、49ページ）というアナロジーで説示している。

また、両者の投機の発展形態に関して、「大陸での〔クレディ・モビリエとよばれているものを組成しているところの、皇帝社会主義とサン・シモン主義的証券取引と哲学的詐欺との奇妙な混合物をつくりだした——引用者〕ような洗練さとはきわだった対照をなして、イギリスの投機は、むきだし、ごまかしのない、まぎれもない詐欺という、きわめて粗野な、きわめて素朴な形態にたちもどった」（同上）とのべている。

ちなみに、こうした把握は、同56年9月26日付のエンゲルスへの手紙において「以前の諸恐慌の場合とは違って、フランスは、今度は確かに、山師活動が全ヨーロッパにわたって宣伝されるようなそして実際に宣伝されているその形態を発見した。サン・シモン主義のケルト的洗練、株式投機や帝国主義（Imperialismus）とは反対に、イギリスの国内投機は単純で露骨な詐欺という素朴な形態に帰ったようにみえる」（第29巻、60ページ）というふうに記載されている。

ところで、「信用制度の空虚性＝空洞性」ということは、ほかならぬ投機・詐欺の普遍性ということである。したがって、マルクスがフランスの思惑・投機についての「全信用制度の空虚性＝空洞性」という規定を与えたのは、フランスの投機・詐欺の普遍性をみていたからであったといえる。

それでは、なぜフランスにおいては、投機・詐欺の普遍化が支配的特徴となり、その投機のしくみが洗練されたものとなりえたのであろうか。

これに関しては、マルクスが前記57年12月25日付のエンゲルス宛の手紙でのべている差異——「ハ

総会報告書などを素材に、まずもって「公共事業に属する産業の発展を奨励する」(定款前文)という目的をもって、この長期産業投資銀行の原理＝目的・機能を解明している。

クレディ・モビリエの現実的意義、なかんずく、なぜクレディ・モビリエが信用制度空洞化の典型的機関となったのかを正しく理解するためには、クレディ・モビリエは何を目ざし、実際において何であったかを正確にとらえておかなければならない。

まず、マルクスは、上記の公的・直接的な目的の実際的意味につき、その目的は「産業と公共事業一般とをクレディ・モビリエの裁量に、したがってまた、ボナパルトの個人的な裁量に依存させることを意味している」こと、換言すれば「クレディ・モビリエそれ自体が、フランスの各種産業全体の所有者となり、小ナポレオンがその最高の支配者になる」「皇帝社会主義」(第12巻、23ページ)の意図を表明したものととらえる。

具体的には、クレディ・モビリエは、匿名会社＝有限責任の株式会社が投資対象であるので、必然的に「産業への株式会社の適用という傾向」を促進することになる。その過程で、少数の支配的株主と多数の群小株主の二極分化がすすみ、前者から「産業王」という恒久的集団が創出され、ひいては「産業的封建制」が樹立されるとされる。

マルクスの叙述を直接、引用しておく、以下のようなのである。

「産業への株式会社の適用は、一方では、それ以前には予想もされなかった結合という生産力を明るみに出し、個々の資本家の努力によってはとうてい達成しえないような規模で産業企業の創業をもたらした。そして、他方では、株式会社において結合されるのは諸個人ではなくて諸資本であることを忘れてはならない。このようなからくりで、所有者は株主つまり投機家にされたのである。資本の集積は加速され、その当然の帰結として、小規模な中間階級の没落が促進された。一種の産業王ともいべきものがつくりだされるが、彼らの権力はその責任と逆比例している。——彼らは自分の保持する株式の額にたいしてだけ責任をもち、しかも会社の全資本を支配する。多数の株式は不断に構成を変え更新されているが、産業王たちはある程

ンブルク、イギリス、合衆国で私的資本家のやっている思惑を、フランスでは国家そのものがやってきた」(第29巻、191ページ)という差異——これはマルクスの同12月8日付のエンゲルス宛の手紙でいっている「フランス資本は——ペレール氏によると、それは国境を問わぬ性格をもっていると言うのだが——本来の商業では、これまでと同じく相変わらず臆病で、ケチで、用心深いのだ。いかさま(それはそれで確かにまた堅実な商工業の前提にはなったのだが)は、本来は、国家が直接間接に実際上の企業家であるような部門にしか存在しない」(同上、181ページ)という立言に呼応するものとみられるのであるが——が決定的であると考えられる。

なぜならば、国家が投機・詐欺に関与し、保証するがゆえに、資本の臆病さ、ケチ、用心深さも弱まり、投機・詐欺が普遍化するといえるのであり、同時に、国家ないし国家的独占にもとづく事業に庇護されるがゆえに、いかさまも単純、素朴な形態ではなく、洗練した手口をとりうることになるといえるからである。

それゆえ「信用制度の空虚性＝空洞性」ということは、国家そのものが信用制度を思惑・投機の梃子として制度的に促進し支えることによって現実性をもったものになるといえるのである。

度恒久的な集団を構成し、会社の集合的な力と富を自由に利用することによって、個々の反抗的な株主たちを買収することができる。この寡頭的な取締役会の下に、会社の実際の支配人や代理人からなる官僚的な機関が設けられ、その下に、なんらの中間項もなしに、膨大で日に日に増大してゆく普通の賃金労働者が存在する。——彼ら労働者の隷属と無力さとは、彼らを雇用する資本の規模が大きくなるにつれて増大するが、しかしまた彼らは、この資本の代表者の数の減少と正比例して、ますます危険になってくる。フーリエの不滅の功績は、このような現代の産業の形態を産業的封建制度 [Industrial Feudalism] という名称で予言したことである」(同, 33~34ページ)。

したがって、クレディ・モビリエの公的目的から由来する機能は、ボナパルトの「皇帝社会主義」と連携して自らの銀行独占を拡大し産業会社を創出することによって特異な金融資本＝金融コンツェルンとなることに置かれているとみなされる。そしてこの目的を実現するため、その業務は、定款によって、以下の三つの項目に分けられる。

「第一は、産業を援助する業務。第二は、有価証券の創出。会社はこの証券を各種の産業企業の資本証券と取り替え、またはそれらを併合させるために発行する。第三は、通常の銀行業務、公債や商業手形などの売買」(24ページ)。

これらをいま少しくわしくみておくと、第一の範疇＝産業援助業務は「会社が産業の庇護者になろうとするもの」(同上)で、「匿名会社に組織されている各種の産業企業や信用機関、とりわけ、鉄道、運河、鉱山、その他すでに実施中か実施予定の諸公共事業などの公債や株式や債券に応募し、またはそれらを取得すること。いっさいの公債を引き受け、それらを譲渡し、換金すること」(定款第5条)がめざされている。

これについてマルクスは、次のようなコメントを与えている。「この条文は、クレディ・モビリエを巨大な産業諸企業の所有者にしようとするばかりでなく、国庫の奴隷にし商業信用の専制君主にしようとするものであり、定款の前文に主張されていることをすではるかにこえている」(同上)。

第二の範疇はクレディ・モビリエ自身の有価証券、理念的にはいわゆるオムニウム債(総括証券)の創出により「他のいっさいの産業企業の資本証券をクレディ・モビリエの資本証券でもおき換えること」にかんする業務⁷⁾で、「公債の応募や産業資本証券の取得にあてられる額と同額の当社自身の債券を発行すること」(同上)を包含している。

7) クレディ・モビリエの社債の性格について、中村雄次郎氏は「クレディ・モビリエの短期社債について」(城西大学『城西経済学会誌』, 第3巻第1号)、「クレディ・モビリエの長期社債」(駒沢大学『研究論集』, 第14号)において以下のように規定されている。すなわち、短期社債——1853年に一度発行されたものの、定款の規定により当座預金の引受額が増大したため引き揚げられたそれ、長期社債——既述のようにその発行が十分に許可されなかったそのいずれも、擬制資本としての性格と銀行券同様の信用貨幣としての二重的性格をもつことを考察され、長期社債について、T・トウックとW・ニューマーチの『物価史』第6巻における、クレディ・モビリエの定款、計画書、営業分析を受

但し、この債券の発行限度と性質に関しては「資本金総額の10倍に等しい額になるまで認められる。[……]当座勘定に受け入れられる額と一年以下の期限で起債される債券の額との総計は、払込資本金の二倍をこえてはならない」(第七条, 第八条)とされている。

第三の範疇は「商業証券の交換によって生ずる業務」で、「要求払預金〔当座勘定〕の受け入れ」、「保有する公債、証券、株券、債券の売却」、「それらを借入金の支払いとして譲渡すること」、「それらを他の有価証券と交換すること」、「公債担保の、また株券や債券の預託に対するの貸付」、「これら各種有価証券を担保とする当座勘定の開設」、「各会社の勘定口座の支払いを受け、各会社の配当金や利子などを支払うといった個人銀行家がおこなういっさいの通常サービスの提供」(同上)などとまとめられるものである。

クレディ・モビリエのクレディ・モビリエたる所以は、第一の範疇と第二の範疇の業務遂行にあるとみなされるから、本来クレディ・モビリエの中心業務とその役割は、つぎのように把握される。

「クレディ・モビリエは何をしようとするのか？ 各種の株式会社によって発行されたこれら各種の資本証券をすべて、クレディ・モビリエ自身の発行する一つの共通の資本証券と取り替えることである。しかし、クレディ・モビリエはこれをどのようにして実施しうるのであろうか？ クレディ・モビリエ自身の資本証券あるいはその他の証券をもって、さまざまな産業会社の資本証券を買い入れることによってである。いっさいの証書、株券、社債券など——一言にして言えば、事業会社のいっさいの証券——を買い入れることは、事業会社そのものを買収することである」(同上, 23ページ)。

だが、クレディ・モビリエの公的・直接的目的は、——それがまたクレディ・モビリエの独自性をなすのであるが——その業務内容との関係において、マルクスが57年5月30日付の「クレディ・モビリエ」の(一)において述べている対立関係をつくりだす。

けて、その貨幣証券的側面を重視され、この「貨幣証券的側面を指摘することは、それがクレディ・モビリエの社債に対して与えられた性格をイザーク・ペレールの意図にそって正しく理解するということ以上に[……]、まず第1に、長期社債は証券代位目的の社債のように『貨幣』を媒介とした他会社の証券取得ではなく、自ら『貨幣』として直接的に他社の株式社債の買入れに用いられる。[……]、第2に、われわれがこのような規定をもってする場合において初めてイザーク・ペレールが意図した証券取得の過程、すなわち『各種の株式会社によって発行された各種の資本証券をすべてクレディ・モビリエ自身の発行する一つの共通の資本証券と取替える』過程として、あるいは『クレディ・モビリエ自身の資本証券あるいは、その他の証券をもって、さまざまな産業会社の証券を買い入れる』過程として示されたプロセスをよりよく説明しうるように思われる。なぜなら、言葉の厳密な意味において、ある資本証券によって他の資本証券を買い入れるというようなことはありえないからである」(「クレディ・モビリエの長期社債」, 74ページ)。

クレディ・モビリエの社債の二重性格、その貨幣証券的性格は、マルクスも、この点を「有価証券に基礎をおいた、それ自身の発明になる紙幣」=「無準備の信用紙幣」(後出)と呼んでいることで明らかのように、認めているところである。

「クレディ・モビリエは、銀行であろうとするものでもなければ、産業会社であろうとするものでもなく、むしろ諸他の銀行や産業会社の、できうれば国民的規模での代表者になろうとするものである。その構想の独自性はこの代表者としての機能に由来している。それゆえ、その業務はそれ自身の資本やそれに由来する通常の信用によって制約されるのではなく、それが実際に代表し、または代表しようと試みる諸事業の大きさによってもっぱら制約されるというたてまえである」(同上, 191~192ページ)。

すなわち、クレディ・モビリエは、各種産業株式会社の所有者・支配者、「産業封建制」の樹立によりそれらの国民的規模での代表者たろうとする目的＝独自性から、業務が諸事業の大きさにのみ制限をもち、それ自身の資本、それに由来する通常の信用によって制限されないということになる。したがって、信用の架空性が大きく押し進められ「その資本とその業務とのあいだの途方もない不均衡」(同上, 191ページ)、換言すれば「資本と取引業務とのあいだの非常な不均衡、そこから生じる異常な利潤の実現、またその結果としてその株式の市場相場が当初価額をこえて異常に高くなること」(「[フランスのクレディ・モビリエ]」、同上, 275ページ)がクレディ・モビリエの存立の「有機的法則」(organic law, orgnische Gesetz)＝「内の法則」(innere Gesetz)にならざるをえない。

このようにクレディ・モビリエの定款、株式報告書が示す目的と業務内容には、有機的・内在的な脆弱点が含まれているが、クレディ・モビリエの真の目的は、ここにあるとはいえないのであって、マルクスは、これらの定款、報告書にいう目的・業務内容は「フランスのいっさいの産業をパリ証券取引所の渦巻のなかに引きずりこみ、それをクレディ・モビリエの紳士諸君や彼らの庇護者であるボナパルトの手廻にするはっきりした計画」(同上, 30ページ)をおおいかくすにすぎないものであるとして、さらに、第三論説において、その特殊的目的を解明している。

すなわち、その特殊的目的は「できるだけ多様な各種の企業に投資し、できるだけ短期間にそれらの企業から資本を引き揚げることによって、クレディ・モビリエの活動を多面化し、その危険を少なくするという原則」(同上, 32ページ)という実践原則の秘密の意味、有体にいえば、「できるだけ広範に、しかも、できるだけ多くの投機的事業の株式に応募し、プレミアムを手に入れ、できるだけ早くそれらの株式を手放すこと」＝「株式取引が産業発展の基礎になるべきであり、もっと正確にいえば、いっさいの産業企業は株式取引のたんなる口実になるべきである」(同上)ということなのであって、「いっさいの産業企業の株式取引のたんなる口実」への従属化、すなわち思惑・投機がいつそうシリアスな規定的目的となっているとされる。

別言すれば、クレディ・モビリエ——ベレール兄弟とボナパルトは「産業封建制」の創立者ではないが、「産業への株式会社の適用」傾向を基盤に「それまで細分され多様であった個人の金貸しの業務を一手に独占するという目的をもち、生産的投資のためではなく、たんなる証券取引利潤を目あてに膨大な数の産業会社を創設することを指導原理とするはずの株式銀行」

となること、そこでの「新しい着想は、産業的封建制度を証券取引の貢納者にすること」(同上, 34ページ)にあったのである。

だが、以上のクレディ・モビリエの二重の目的・機能、第一の公的・直接的目的、いわば投資銀行としての機能と、第二の、特殊的・規定的目的、投機銀行としての機能は、一定の条件のもとでは必ずしも相反するものではなく、むしろ第一の目的が大規模に行なわれれば行なわれるほど、第二の目的が保証されることになるとはいえ、本質的にはくいちがいを生ずるものであって、そこからクレディ・モビリエの組織的・構造的特質である「詐欺・瞞着」の制度化がなされることとなる。この点を、マルクスは、クレディ・モビリエの営業実践の帰結として、次のように述べている。

「ペレール氏一派は帝国公債に擬制価値をあたえるばかりでなく、現帝国の生命の原理をなす賭博の気分をいつも育成、訓練、助長、伝播している。ペレール氏が得意になってならべたてている業務にざっと目をとおしただけでも、クレディ・モビリエの投機の駆引きが必ず詐欺行為とからみあっていることが、わかってくるはずである。一方では、証券取引所の保護者としての公共的機能では、会社は公衆から金を借りて、国の株式と証券との相場をつり上げるために、その金を証券会社と個人とに貸し付ける。他方では、私企業として、会社はたえず自分の利益のために同じ有価証券の変動、つまりその騰落をあてこんで投機をしているのである。このような目的のくいちがいを表面上調整するために、詐欺と瞞着に訴えなければならない⁸⁾」(同上, 196～197ページ)。

クレディ・モビリエの目的・機能、その独自性、有機的〔組織的・構造的〕法則が、如上のようなものだとすると、マルクスの「この機関の有機的な空虚性＝空洞性」という規定づけは、その二重の目的のうち、事業独占——この場合は半国家的独占として与えられた——に基づく産業発展奨励目的＝「産業封建制」の樹立目的という公的・直接的目的＝構想の独自性とそれからくる信用の架空性の促進による資本と業務との途方もない不均衡という法則の側面と、それとくいちがいを秘めながら結びついている株式取引への産業企業の従属化＝投機目的の側面とのそれぞれが、後者の特殊的・規定的目的を支配的側面として有機的に——すなわちその目的にとって各々の業務＝構成部分が相互に原因となり結果となって産出しあって全体的統一性をつくりだすという仕方——構成されていること、そこから「詐欺・瞞着」が、その組織的

8) クレディ・モビリエの二重の目的・機能とそのくいちがいは矛盾に関しては、1857年5月22日付のマルクスからエンゲルスへの手紙でも述べられている。

「一方の面において、ボナパルトのえせ国家機関としては、クレディ・モビリエは公衆から借り入れた貨幣を諸会社や個人投機業者の取引操作のために用立てることにより、公債や株式や社債の、要するにいっさいの国民的有価証券の価格を維持することこそ自分の任務だという。他方、『私機関』としては、その主要業務は有価証券の上げと下げで投機をやることなのだ。ペレールはこの矛盾を媒介するのに、モーゼス・ヘスならば『社会哲学』とでも言うてのけそうなものを借りてくるわけだ」(第29巻, 112ページ)。

・構造的特質をなすにいたっていること、こうした内容においてとらえられると考えられる。

《信用制度空洞化施設としてのクレディ・モビリエの展開過程》

クレディ・モビリエは、その二重の目的・機能とそれと結びついた資本と業務の不均衡を有機的法則とすることによって、それ自体、空虚性＝空洞性を基本的な特性とするものとなるが、それゆえにまた、そのうちに崩壊の不可避性を包蔵している。

まず、クレディ・モビリエの二重の目的＝「産業封建制」樹立目的と投機目的、とくに後者の目的達成の手段として、どのような手段がとられているかといえば、マルクスは、これを「[ジョン]ローが用いた手段」と同様な手段であって、プレミアム＝創業者利得の獲得がその活動の中心＝「真の基軸」(同上、32ページ)をなしているとしている。

「クレディ・モビリエは政府の保護をうけた特権会社であり、巨額の資本と信用とを自由にしているので、クレディ・モビリエによって設立された企業であればどんな新しい企業でも、その株式は最初に発行されたときから市場でプレミアムがつくことは、確実である。こうして、クレディ・モビリエは、自分の株主たちに、彼らもっている母会社の株式の数に比例して新しい[企業の]株式を額面価格で割り当てるという方法を、ローから学んだ。このようにして株主に保証された利潤は、まず第一に、クレディ・モビリエ自体の株価に影響を及ぼし、他方では第二に、クレディ・モビリエの株式のこの高い相場が、発行されるべき新しい株式の高値を保証する。このような方法によって、クレディ・モビリエは産業企業への投資にあてられる貸付資本の大部分にたいする支配を手に入れたのである」(同上)。

だが、クレディ・モビリエの産業企業の設立によるプレミアム利潤の保証、それによる産業企業への投資にあてられる貸付資本の支配という目的は「商業銀行の活動とはまったく正反対のしかたで資本に作用を及ぼす」。つまり、「商業銀行は、手形割引、貸付、銀行券発行によって、固定された資本を一時的に解放する。しかるに、クレディ・モビリエは浮動資本を実際に固定させる。たとえば、鉄道株はきわめて浮動的でありうるが、それが表わす資本、すなわち、鉄道の建設に使用された資本は固定されている」(同上、33ページ)。

だが、この貸付資本の固定化は、工場主が逢着するのと同性質の困難——「賃金の支払いや原料の購入のために残しておく部分と不釣合に彼の資本の一部を建物や機械設備に投下するような工場主は、まもなく自分の工場を停止させなければならなくなる」という困難、さらには国民経済において恐慌に関連する困難——「近代におけるほとんどすべての商業恐慌は、流動資本と固定資本とのあいだの適当な比率が攪乱されることと関連をもっている」(同上)のと同様な困難を自らかかえこむことになる。

しかも、クレディ・モビリエは投資銀行に共通につきまとっている如上の困難にさらされているという以上に、それが産業企業への投資を証券取引に従属させ、それを証券取引への貢献者にすることを規定的目的としているがゆえに、資本の過少性と業務の無制限性という法則は、自らの存立基盤を「危険な土台」に転化させるまでになってゆく。

では、クレディ・モビリエは、この危険性をいかに回避し、切り抜けようとするのであろうか。

マルクスは、この困難回避策を立ち上げて分析している。すなわち「定款にしたがえば、クレディ・モビリエの資本金は6,000万フランに定められている。この定款は、クレディ・モビリエにたいし、その資本金の2倍、すなわち1億2,000万フランだけ当座勘定に預金として受け入れることを認めている。したがって、会社が自由に処分しうる額は全部で1億8,000万フランである。フランスの全産業の後見役の地位につこうとする大胆な計画で測れば、たしかにこれは非常に少ない額である。しかし、この額の三分の二は、要求払で受け入れられているという理由そのものから、産業株式や、ただちに換金しうる確実性をもたないような有価証券類の購入に充用することができない。そこで、こうした理由から、定款はクレディ・モビリエにたいしいま一つの財源を開設している。すなわち、クレディ・モビリエは最初の資本金の10倍、つまり6億フランに達する額の社債を発行する権限を与えられている。言いかえれば、全世界への融通を目的とするこの機関は、自己資本の10倍になる額の借り手として市場に現われることを認められているということである」(同上、34ページ)。

発行権限を与えられた社債のうち、一つは短期社債、もう一つは長期社債であるが、前者は前述のように「定款の第8条によって、これらの社債は、当座勘定に受け入れてよいことになっている1億2,000万フランに満たない場合に、その不足額を補填するためにだけ発行されるのであるが、当座勘定はこうしたしかたですでに全額受入れずみ」(同上)なので、考慮に入れなくてもよい。

したがって問題は、長期社債であるが、それはペレールの言にしたがえば、「当社の基礎となっている制度の運営方式にしたがって、これらの社債は、政府の監督のもとに買い入れられる、これに見合った額の証券によって保証され、この証券が総体として、相互保証の原則の適用によって、補償と危険分散の利点を提供するばかりでなく、またそのうえにこれらの社債は、われわれがこの目的のために大きな額に増資した資本によっても保証されるであろう」(同上、35ページ)と規定しうる。

この運営方式は、實際上、当初の6,000万フランの資本金で国債や鉄道株などの有価証券を購入し、それを保証に6,000万フランの社債を発行し、それにより遊離した6,000万フランの資本をもって、ふたたび有価証券を買い、それを保証にふたたび6,000万フランの社債を発行するという操作を、社債総額が6億フランに達するまでくり返すことができ、6億フランに達したときには新たに資本金を増加して、これを何回でもおこないうるという、特異な形での擬制資本に擬制資本を重ねる、いわゆる証券代位のメカニズムにほかならない。

マルクスは、この長期社債の性格について、一定の時期に一定の条件で償還される確定利付き証券である点では「鉄道債の単純な模倣」であるが、同時に保証の点で、鉄道債と異なる差異点があるとする。すなわち「鉄道債はしばしば鉄道それ自体の抵当権によって保証されてい

る。これにたいして、クレディ・モビリエの社債の保証はなんだろうか？ クレディ・モビリエが自分自身の社債で買入れる国債や産業会社の株式やその他同様のものである。それならば、これらの起債によってなにが得られるのか？ クレディ・モビリエの社債に支払う利子とクレディ・モビリエがその借入金を投下している株式やその他同様のものから受け取る利子との差額である。この操作で十分な利益をあげるためには、クレディ・モビリエはその社債の発行によって入金した資本を、最も割のよい収益を約束するような投資に、つまり価格が大きく変動したり変化したりするような株式に投資せざるをえない。したがって、この社債にたいする主要な保証は、同社自体によって創設される当の産業会社の株式からなりたつことになるう。

このようにして、鉄道社債は少なくとも二倍の額の資本によって保証されているが、これらのクレディ・モビリエ社債は、名目的にだけ同じ額の資本、株式市場の下げ相場ごとに減価せざるをえないような資本によって保証されている」(同上)。

そこで、クレディ・モビリエの資本金は二重の保証——「1億2,000万フランの預金にたいして責任を負う最初の資本金6,000万フランは、クレディ・モビリエがその創設を許されている無制限の数の企業にたいして、必要におうじて保証をあたえるほか、6億フランの社債にたいする保証としても役だとうというわけである」(同上35—36ページ)。

すなわち、クレディ・モビリエの資本金は傘下の企業の起債、株式にたいする保証だけでなく、同時に、自己発行の社債にたいする保証として役立たなくてはならない。

だが、これ自身が、信用の架空性、資本とその業務の不均衡という「有機的法則」をいっそう促進するものであってみれば、ついには「もしその資本とその業務とのあいだの不均衡が、したがってまた、その『例外的な』利潤が消滅してしまうならば、クレディ・モビリエは普通の銀行に退化するのではなく、みじめにも破滅することであろう。クレディ・モビリエは、その組織の性格そのものによって膨大な業務にまきこまれざるをえず、この膨大な業務を遂行するには、さらに拡大された規模で新規の計画をつぎつぎに実施してゆくことを基本としなければならない。このような制度では、どんな沈滞でも、さらにまた、どんな後退でも、致命的な衰退の兆候である」(同上、191～192ページ)。

では、こうした困難回避のメカニズムにあってクレディ・モビリエの有機的な空虚性は、いかに信用制度の空洞化にみちびいたであろうか。

クレディ・モビリエの歴史的展開過程は、前期—「発展期」(1852年11月18日～1855年9月28日)、「停滞期」(55年9月28日～61年5月31日)、後期—「再興期」(61年5月31日～64年11月19日)、「没落期」(64年11月19日～67年10月22日)に分けられるとされるが(中川、前掲)、クレディ・モビリエの旺盛な事業活動は、1857年恐慌とともに終焉し、もっとも主要な業務であった設立業務——今でいえばM&A&D業務も、以降、減退してゆくことを踏まえると、ボナパルト帝政期の信用制度の空洞化の最盛期とされるのは、前期＝発展期・停滞期の期間とみら

れるので、以下では、主として、この時期をみることにしよう。

いま、クレディ・モビリエの存続期間におけるその株式価格、有価証券保有額、利益額、配当率を示しておくと、別表(1)の通りである。

クレディ・モビリエの資本金は、すでにみたように6,000万フランであるが、この額は「1863

別表 (1)

クレディ・モビリエの株式相場 (単位：フラン)

年次	最高	最低	年次	最高	最低
1853年	960 (4月)	640 (1月)	1857年	1,487 (3月)	670 (12月)
1854年	795 (10月)	429 (4月)	1858年	1,057 (1月)	557 (6月)
1855年	1,650 (9月)	721 (2月)	1859年	955 (1月)	505 (5月)
1856年	1,982 (5月)	1,140 (1月)	1860年	815 (3月)	637 (5月)

クレディ・モビリエの有価証券保有額

1853年	37,259,649フラン	1860年	123,304,941フラン
1854年	57,460,092 //	1861年	95,858,484 //
1855年	101,178,739 //	1862年	147,900,116 //
1856年	92,064,864 //	1863年	77,810,720 //
1857年	83,563,091 //	1864年	50,545,603 //
1858年	81,961,731 //	1865年	120,419,309 //
1859年	76,918,167 //	1866年	122,792,753 //

クレディ・モビリエの総利益並びに有価証券利益

年次	総利益(A) (前年度繰越利益を含まず)	有価証券利益(B) (償却並びに帳簿上の)	比率(B/A)
1853年	7,582,722.96フラン	5,921,605.25フラン	78%
1854年	10,335,040.28 //	7,703,424.81 //	74
1855年	31,870,776.46 //	26,066,889.63 //	81
1856年	17,216,424.21 //	11,436,572.61 //	66
1857年	7,982,905.83 //	4,484,629.72 //	56
1858年	8,872,547.46 //	5,364,916.14 //	60
1859年	3,639,822.49 //	810,858.71 //	22

クレディ・モビリエの配当率

年次	配当率	年次	配当率
1853年	13.4 %	1857年	5 %
1854年	11.8 //	1858年	5 //
1855年	40.74 //	1859年	7.5 //
1856年	23 //	1860年	10 //

(資料) 前掲、中西、230~231、234~235ページ
にもとづく。

年の時点で5億フラン以上の資産を有していたといわれる全ロートシルト家のほぼ十分の一」で、「資金面からしてせいぜい平均的なオート・バンクを凌ぐ程度であった」(中川, 前掲, 151~152ページ)。だが, その事業活動についていえば, 「クレディ・モビリエが発行した有価証券の総額は約40億フラン」で, これは1852年から1865年までにフランスで発行された有価証券の総額の「実質的に三分の一から四分の一がクレディ・モビリエの窓口を通過したことになる」(同上, 194ページ)規模のものであったといわれている。

クレディ・モビリエの実際の主要事業は, 国債公募の際の政府への協力を手初めに, 国内, 国外にわたる産業会社, 金融会社の設立および証券発行, フランス国内にあっては, 鉄道会社の合併とそれによる大量の鉄道社債の応募, 引受を中心に, 都市改造, 鉱山, 化学工業等の分野における発起業務=創設企業の株式への応募, 既存企業の社債, または増資のさいの株式への応募, さらに取引所における繰延べ取引=証券担保貸付によって構成されている。

いま, 設立, 発行業務, 産業会社への貸付業務などによって参与し結合していた国内, 国外の関連企業を統括した多国籍企業型コンツェルンともいうべきクレディ・モビリエ連合の態容をみると, 別表(2)のとおりである。

さて, マルクスは, 第三論説=57年9月26日付『トリビューン』論説「[フランスのクレディ・モビリエ]」において, 前期=発展期から停滞期にかけてのクレディ・モビリエの足どりに関し, 1852年~56年の5カ年間の株式相場の検討をおこない, 一つの変動法則=株価最高点の段階的低下の法則というべきものを検出している。すなわち「太古の河海の隆起と沈下が地質学者に起こさせる大きな関心は, クレディ・モビリエ株の騰落が政治家に起こさせる関心には及ばない。この株式の変動においていろいろの時期を区別すべきである。1852年における最初の発行はうまく処理された。株式は三種に分けられ, 第一種の株式の所有者は第二種, 第三種の株式を額面価格で [al pari] 取得できる権利をあたえられた。その結果, 第一種株式の幸運な所有者は, 極度に興奮した市場における株式の限られた供給と, 同社の株式にただちに大きなプレミアムがつくであろうという過大な期待とから生じるいっさいの利益を獲得した。第一回発行の株式に250フラン支払ったところ, その株式の市場相場は一挙に1,775フランに上がった。1852年, 1853年および1854年中の株価の変動は, 政治的にたいして重要でない。というのは, これらの変動は, 発展した企業の試練というよりは, むしろ設立中の企業が経なければならなかったいろいろの局面を示しているからである。1855年にクレディ・モビリエはその絶頂に達し, その株式が一時示した1,900フランという相場はおよそこの世の普通の事業と最大の差をつけた。そのとき以来, クレディ・モビリエの株価の変動は, 詳しく観察して, ある期間, たとえば4カ月間の平均をとると, 偶然的な偏倚はあるけれども, 不易の確固たる法則に規制された低落の動きを示している。この法則とは, 価格はこれらの各期間に到達した最高点から最低平均点に低落するが, この最低点がこんどは次期の最高出発点になるということである。こうして, 1,400フラン, 1,300フラン, 1,100フランという数字はつぎつぎに, 一時期の最低平

別表 (2) クレディ・モビリエ関連企業一覧

		1853	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
銀 行	ダラムシュタット銀行	○												
	クレディ・フォンシュ	○												
	スペイン・クレディ・モビリエ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ルクセンブルク国際銀行				○									
	イタリア・クレディ・モビリエ											○	○	
	オスマン帝国銀行											○	○	
	アムステルダム商工業銀行											○	○	
	インターナショナル・ファイナンシャル・コンパニー												○	
	サヴォワ銀行											○	○	
	公債(フランス・外国)		○	○	○									○
鉄 道	南 部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 中 央	○	○											
	ロヌ・ロワール	○												
	東 部	○	○	○										
	アルデンヌ			○	○									
	西 部			○		○								
	バリーリヨン			○										
	ド フ イ ネ					○	○	○						
	西 ス イ ス			○		○			○	○	○			
	中央スイス			○		○			○	○	○			
	オーストリア国有		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	フランツ・ヨーゼフ・オリエント					○								
	北 ス ペ イ ン				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コルドバーセビア					○	○	○	○	○	○	○	○		
大 ロ シ ア					○	○	○	○	○	○	○	○		
諸 株 式 会 社	帝国不動産		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ委託倉庫								○				○	○
	大西洋海運		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ・ガス照明暖房			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	パリ乗合馬車		○	○	○	○		○			○	○	○	
	パリ小型馬車											○	○	
	東 都 塩 山		○	○										
	南 部 塩 山								○					
	ロワール鉱山		○											
	ヴィエイユ・モンターニュ亜鉛精練	○												
	シレジア亜鉛精練	○												
	コンフィアンス保険									○		○		
	パテルネル保険									○		○		
	スペイン・フェニックス保険									○		○		

註) ○印は、各年度の営業報告書において、クレディ・モビリエが、当該企業に対し、何らかの金融的援助を行ったことを示す。継続して○印がついている企業は、ほぼクレディ・モビリエの傘下にあったと考えられる。Aycard. *Histoire du Crédit Mobilier* (Paris, 1867) に掲載されている各年度の営業報告書より作製した。

(資料) 中川洋一郎「クレディ・モビリエの成立」(『思想』, 1978年3月号, 175ページ)。

均点を示し、また次期の最高平均点を示している」(第12巻, 274~275ページ)。

そして現在の相場は、最高平均株価をもっと低い平均水準にまでひきさげるであろうが、「この過程はもとより無限に [ad infinitum] つづくことはできないし、それにまた、その株式が額面相場の500フランまで引き下げられるということは、クレディ・モビリエの有機的法則と矛盾する」(同上, 275ページ)。

いま、マルクスが、ボナパルト帝政期にあつて「信用制度の空洞化」という規定を与えた53年とそれ以降の経済動向に焦点を当てると、別表(1)にみるように、クレディ・モビリエは、53年時点ですでに500フランの額面の株式を960フランに上昇させて758万フランの総利益、592万フランの有価証券利益をあげ、13.4%の配当をおこなっている。これは、株式払込額で5,650万フラン、当座勘定残高、社債発行額合わせて6,584万フランを調達し、投資の方面では国債と鉄道株の購入に1,556万フラン、社債の購入に2,170万フランあて、期限付投資に3,783万フラン、繰延べ貸付に4,545万フランを運用しえたことによるものである(Journal des chemins de fer Paris, 1854, p.335, 本池立『フランス産業革命と恐慌』, 御茶の水書房, 365ページ)。ここに旺盛な投資活動が示されているが、証券投資と並んで貸付が大きく、そのなかでも繰延べ貸付投資のウェイトが高いことが注目されよう。

だがクレディ・モビリエは55年に絶頂に達した以降、マルクスのいう株価最高点の段階的低落の法則にしたがった動きをくりかえしつつ、56年の金融恐慌⁹⁾突入とともに停滞におちいることになる。

この間の経緯についてマルクスは「クレディ・モビリエ」(一)、(二)において1857年4月の株主総会にイザーク・ペレールが提出した56年度の概況報告書＝「クレディ・モビリエの最近の報告書は、この機関の有機的な空虚性＝空洞性を明らかにした」と述べているさいの報告書をもとに分析をくわえている。

まず、報告書によってクレディ・モビリエの1856年度の利潤は、55年度にくらべほぼ半減し、55年度に178フラン70サンティームに達した配当額が、90フランにまで減少してしまっている

9) クレディ・モビリエの空虚性＝空洞性にもとづく思惑・投機活動を主因とするフランス銀行の貴金属流出について、マルクスは、1856年10月27日付の『トリビューン』論説「[ヨーロッパの貨幣恐慌の原因]」において、オーストリア国立銀行の保有正貨の「増加の大部分は、クレディ・モビリエが買った鉄道と引き換えにパリとドイツとから引き出されたものである。右のことが最近の銀流出を説明する原因の1つであることは、確かである」(第12巻, 61ページ)としている。

さらに、『経済学批判要綱』(1857—58年草稿)の第1冊ノートは、ブルードン主義者、A・ダリモンの『銀行改革論』批判から始められているが、そこで、1855年にフランス銀行から貴金属が流出した諸原因のうち「クレディ・モビリエやその競争者たちが企てた外国での大投機や大企業のこと」を忘れてのこと(高木幸二郎他訳『資本論草稿集』①, 大月書店, 79ページ)を指摘し、それらの大投機や大企業にたいし「なんら直接の等価物をつくりださなかったし、しかもその一部はひょっとしたらその生産費をもつぐなわないであろうような事業計画に、フランス資本を外国市場で異常なかたちで使用した」(同上)という評価を与えている。

点が確認される。くわえて、クレディ・モビリエは、これまで6,000万の資本金で60億フランをこえると見積られた業務をおこなっていたのであったが、こうしたぼう大な業務、投機への暴走は、55年9月、政府により、投機熱の抑制、確定利付証券の市場過剰化、国債相場の低落傾向にくわえ、オート・バンクの政府工作の奏効がはずかって長期社債の発行が中止されたのにひきつづき、56年3月、ふたたび『モニツール』告示——この年の残余の月日に新株を発行するソシエテ・アノニムの認可を禁止する告示により規制される。

そこで、クレディ・モビリエは、フランス銀行に同行所有の公債の買入れによる鉄道株維持、パリの個人資本家＝オート・バンクに鉄道債の共同引受けの申入れを行ったが、ともに拒絶され、その減配に拍車をかけられることになる。

55年9月につづく56年3月の告示はクレディ・モビリエにその切り札の使用、すなわち6億フランの債券——つまり「支払期限がきわめて長く、会社の資本にではなくて、それと引き換えられる有価証券に基礎をおいた、それ自身の発明になる紙幣」(paper money, Papiergeld)、クレディ・モビリエは「増資」と称するが、人民の立場からすれば「負債増加」と呼ぶべき「無準備の信用紙幣 (fiduciary money, kreditgeld) (第12巻, 196, 197ページ) という危険な権限が実行に移されなかったことを意味している。

だが、資本と業務との不均衡という「有機的法則」は、投機という私的・規定的目的に従属していっそう巨大な不均衡となって再生産されるとともに、その不均衡を糊塗するために詐欺と瞞着の手段が大々的に使用される。それは、とくに、マルクスが「国民資本の大きな部分を生産的産業から不生産的投機に転用する操作」(同上, 196ページ)と呼んでいる、決済日から決済日にわたる有価証券の繰延べ取引 (Opération de Report) にあらわれている。

「会社の資本金である6,000万フランのうち4,000万フランは、以前に1856年中に国債に投下された。そして信用によって獲得した金額のうち圧倒的大部分は、証券取引所の決済日における公債と鉄道株との『繰延料』に運用された。このような操作が1856年には、フランス公債で4億2,150フランに達し、鉄道株およびその他の株で2億8,100万フランに達した。ところで、この繰延料は、株式仲買人にその業務を続けさせ、また証券取引所の空株にふくれあがった外観をあたえるために、貨幣を前貸しすることにほかならない」(同上)。

この場合、繰延べ取引＝証券担保信用のしくみは、フランス銀行—クレディ・モビリエ—仲買人というつながりのもとで、次のような形態をとる。「同行(クレディ・モビリエ—引用者)は株式仲買人 (agents de change) を通じてその保証を得て、公債あるいは株式の価値の全額を貸すことになるであろう、これにたいしてフランス銀行はその価値の一部しか貸し付けることはない。動産信用銀行はフランス銀行よりも大きな前貸を公衆にたいして行なうであろう、しかもその上でなお同じ証券を預託してフランス銀行から借入れることができるであろう。動産信用銀行の利益は公衆にたいして貸付けるときの利率と、同行がフランス銀行から借りるときの利率との差から成る」(1852年11月23日『ジュルナル・デ・デバ』に掲載されたクレデ

イ・モビリエの計画書, T・トウック, W・ニューマーチ共著『物価史』第9巻第6編第24節, 藤塚知義訳, 大東文化大学『経済論集』第41号, 119ページ)。

そして、繰延べ取引を中心とする証券売買に関しては「クレディ・モビリエは定款によって取引所で空売買を行うことを禁止されていたが、しかし証券売買そのものは許されていた。その証券売買の実態は明らかではないが、フォルカートの推定によるとクレディ・モビリエは、1853年中に所有していた株式と国債を全体として6.6回売り、5.1回買い、その売買によって約175万フランの利益を得たことになる」といわれている (Eugène Forcade, “Les institutions de crédit en France III. La Société générale de crédit mobilier”, *Revue des Deux Mondes*, mai-juin 1856 p.629—630, 中川, 前掲, 153ページ)。

いま、53年につき、有価証券利益とフォルカートの推定による証券売買利益を対比すると、有価証券利益のうち約3割は、たんなる売買差益であったことになる。

繰延べ取引＝証券担保信用において貸付担保となるものは「貨幣市場で、投下資本の大きさや、そのあげる利潤や、資本証券にたいする需要と供給のいろいろな相関関係や、その他の経済的諸条件などに応じて、いろいろな相場がつけられる」(第12巻, 23ページ)資本証券——クレディ・モビリエ自身が応募、また取得した公債・株式・社債などの手持ち保有額であるが、それは幻想的な擬制資本価格にすぎないのであって、経済的諸条件が変われば、いつでも減価＝価格下落をまぬがれないものである。

したがって、クレディ・モビリエが、「信用制度の空洞化」の最大の典型的機関である所以は、第一の公的・直接的目的が第二の私的・規定的目的に従属していること、その集約的表現として、なかんずく繰延べ取引＝証券担保貸付に特化していることのうちに見いだされると考えられる。

一般的に、投資銀行の損益勘定は産業循環の動向に応じて大きな変動をこうむるものであり、好況期においては、大きな利得が可能であるが、逼迫期においては、通常、利子率の騰貴により業務が困難となり、恐慌期においては、保有有価証券の急激な減価をこうむる。

こうした産業循環とその諸局面からくる問題性に、投資銀行が本来かかえる困難＝問題性がくわわる。すなわち、まず関与している各種産業会社の資本需要が増加するにもかかわらず、その株式または社債が所期のとおりに消化されないとすれば、所要資本が予想以上に増大し、資本の固定化が大きくならざるをえない。この場合、短期資金を長期的性格の証券に投資していればいほど——いわゆる短期借りの長期貸し——引き伸ばした事態の解消は爆発的な形態をとる。

さらに、関与産業会社の利潤率が低位にとどまり事業の配当が思わしくなければ、いずれ株式は下落し、社債の利子さえ支払えない事態が生ずる。

最後に、そうとすれば、投資銀行の株式、有価証券そのものも下落するにいたり、生じた困難にたいする解決能力を喪失することにもなる。

だが、それ自身のうちに有機的(＝組織的・構造的)な空虚性＝空洞性を内蔵しているクレディ・モビリエにおいては、投資銀行一般がもつ困難＝問題性は累重されて、崩壊の「危険な土台」にまでなっており、57—58年恐慌後、損失をかえりみず売却した保有有価証券収入を充当した、いわゆる「タコ配当」によっていったんは危機を遠ざけたものの、ボナパルトのメキシコ遠征の失敗によるメキシコ債の下落、それに追い打ちをかけて、大陸では、フランスでもっとも深刻だった66年—67年恐慌の最中、不動産投機に乗った都市改造事業が失敗したことが致命的打撃となって崩壊していったのである。

しかし、クレディ・モビリエが崩壊したといっても、それに至るまで、その支配株主たちは、個人的致富においてきわめて急速に莫大な利益を手に入れたのであって、マルクスは「クレディ・モビリエの取締役たちがかたじけなくも『フランスで信用を創造し』、『国の生産力を育成し』、世界じゅうの投機熱を維持してくださったとしても、彼らがこれらのことを無報酬でしたと考えるのは、とんでもないまちがいであろう」(同上、277ページ)と述べたのち、以下、その致富の諸手段をあげている。すなわち第一は支配株主＝取締役の株券が代表する資本にたいする利子(年間平均2割5分の利子)、第二は、取締役が、機関設立後の最初の5年間に受け取った総利潤の5%の定期的なボーナス、第三は、クレディ・モビリエの保護をとくに受けていた鉄道会社、その他の公共事業と取締役たちの個人的事業との種々のからみあい(例、ペレール家と南フランス鉄道との新株にかかわる利害関係)、第四には、クレディ・モビリエがおこなおうとしていた大規模な証券投機(coups de bourse)を取締役たちが前もって知り、それに合わせて彼らの個人的投機を調節したこと、第五は、取締役らの手をへる公式の巨額の金額に比例して、自分自身の信用を増大させることができたこと、総じてクレディ・モビリエの公信用と支配株主＝取締役らの個人的財産は密接に結びつき、しかも、彼らの個人的財産はクレディ・モビリエより長続きするように確実にうまく処理されることになったのである

(未完)